

4. 立入検査等を踏まえたQ & A及び取引適正化ガイドラインの改訂

資源エネルギー庁が実施した立入検査等の結果も踏まえ、昨年12月にQ & A、本年2月には取引適正化ガイドラインを改訂し次の措置を講じた。

1. 液石法省令等の一部改正、取引適正化ガイドラインに係るQ & A

- 液石法省令関係
 - 従量料金の単価がスライド制の場合の料金請求時の記載例の追加
 - 一般消費者等からの解除の申し出の「相当期間」の起算日の明確化
- 運用・解釈通達関係
 - **賃貸型集合住宅と戸建住宅の従量料金が異なる場合の消費者等からの照会への対応**
 - 販売契約の解約猶予期間は「正当な自由」に該当しないことの明確化
- 取引適正化ガイドライン関係
 - 苦情及び問合せの記録簿の保存期間を1年と明示

2. 取引適正化ガイドラインの改訂

上記1. の措置を、ガイドラインにも反映

- **賃貸型集合住宅と戸建住宅の従量料金が異なる場合の消費者等からの照会への対応**
- 苦情及び問合せの記録簿の保存期間を1年と明示